

司法修習生の司法修習に関する

事務便覧

令和元年12月

司法研究所事務局

凡　例

1 法令等及び司法研修所事務局の担当課、係等の略称は次のとおりである。

規則 = 司法修習生に関する規則（S23.8.18 最高裁判所規則第15号）

規律通知 = 司法修習生の規律等について（H29.11.1 司研企二第1018号司法研修所長通知）

指導要綱(甲) = 司法修習生指導要綱(甲)（H18.4.1 司研企第000791号司法研修所長通知）

ガイドライン = 選択型実務修習の運用ガイドライン（H18.9.26 司研企第002386号司法研修所長通知別添）

Q & A = 選択型実務修習の運用ガイドラインに関するQ & A（H18.9.26 司研企第002391号司法研修所長通知別添）

法規集 = 人事関係法規集

最・人 = 最高裁判所事務総局人事局

最・経 = 最高裁判所事務総局経理局

総・庶 = 司法研修所事務局総務課庶務係

総・人 = 同 人事係

総・図 = 同 図書係

総・寮 = 同 寮務係

経・経 = 同 経理課経理係

経・用 = 同 用度係

企二・企 = 同 企画第二課企画係

企二・調 = 同 調査係

企二・資 = 同 資料係

企二・教一 = 同 教材第一係

企二・教二 = 同 教材第二係

2 本文中に記載されている金額等は、この事務便覧ファイルの送付時現在のものである。

目 次

第1 庶務的事務	1
1 事務年次表	1
(1) 採用前	1
(2) 採用後	2
(3) 非恒常的な事務(配属庁会)	7
(4) 選択型実務修習(合否等の報告:企二・調, それ以外:企二・企)	7
2 実務修習中の事務事項の説明	8
(1) 司法修習生からの届出について(企二・調)	8
ア 氏名変更	
イ 住所変更	
ウ 本籍変更	
エ 緊急連絡先	
(2) 司法修習生からの申請について(企二・調)	9
ア 欠席承認申請	
イ 外国旅行の承認申請	
ウ 兼業等の許可申請	
(3) 実務修習に関する報告等について(企二・調)	10
ア 分野別実務修習の結果報告	
イ 罷免, 修習の停止, 戒告の該当事由及び非違行為の報告	
ウ 司法修習生指導連絡委員会に関する事務	
エ 修習に関して必要な事項を定めた場合の報告	
オ 修習内容その他参考事項の報告	
カ 司法修習生の配属部等の報告	
(4) 民裁及び刑裁の問研起案に関する事務	12
ア 概要	
イ 起案及び講評会場の確保	
ウ 各地方裁判所におけるカリキュラムの編成と司法修習生への周知	
(5) 檢察一斉起案に関する事務	12
(6) 司法修習生に対する交付等	12
ア 司法修習生採用の辞令書(最・人)	
イ 司法修習生組別一覧名簿(実務修習地決定の告知の意味を含む。)(企二・調)	
ウ 身分証明書(総・庶)	
エ 司法修習生のバッジ(経・用)	
オ 宣誓書用紙(総・庶)	
(7) 実務修習結果簿の提出(企二・調)	12
(8) 協議会等(総・庶)	13
(9) 選択型実務修習関係等事務	13
ア 選択型実務修習のプログラム策定等(企二・企)	
イ 選択型実務修習の実施等(企二・企, 企二・調)	

第1 庶務的事務

司法修習生に関する事務のうち、修習専念資金の貸与関係、修習給付金の給付関係、経理関係及び資料関係を除いた事務について、庶務的事務としてまとめて説明する。

1 事務年次表

(1) 採用前

月	事 項	
	最高裁人事局(☆)・司研(○) 担当事務	配属庁会担当事務(□) <small>(■太字は司研に報告を要する事務)</small>
7月	☆採用選考要項公告(最・人)	
8月	○希望地調査書・身上報告書の提出についての案内開始(企二・調) ○入寮募集申込みの案内開始(導入修習)(総・寮)	□司法修習生指導連絡委員会の開催 (配属庁会) ①実務修習順序の決定 ②実務修習開始日集合時刻、場所及び持参物の決定 <u>■①、②を司研に報告(地裁→企二・調)</u>
9月中旬	☆採用申込受付(最・人) ○実務修習希望地調査(企二・調) ☆採用選考(最・人)	
10月上旬	☆採用内定通知(最・人)	
中旬	○配属庁会宛て「司法修習開始までの準備について」送付(企二・企) ○配属庁会宛て配属予定者名簿送付(企二・調) ○採用内定者宛てに実務修習予定地、組・番号、修習班、実務修習順序、実務修習開始日の集合時刻、場所等告知及び実務修習中の諸手続指示(企二・調)	<u>■選択型実務修習全国プログラムの内容提供(配属庁会等→企二・企)</u>
下旬	○採用内定者及び司法修習生指導連絡委員会宛ての教材等の送付(司法修習ハンドブック及び修習生活へのオリエンテーションを含む。)(企二・資) ○採用内定者からの諸手続書類受理 ☆採用決定(最・人)	

11月上旬	○配属庁会宛て身上報告書、写真等送付 (企二・調)	
下旬	○配属庁会宛て組別一覧名簿送付 (企二・調)	

(2) 採用後

月	最高裁・司研担当事務	配属庁会担当事務
11月下旬	☆採用発令(最・人) ○実務修習地決定 ○配属庁会の長宛て実務修習委託等の依頼(企二・調)	
12月上旬	[導入修習開始]	
	○入寮(入寮許否決定-10月下旬) (総・寮) ○採用の辞令書、実務修習地決定の通知書(組別名簿を配布する方法による。)の交付、現住所届の受理(企二・調) ○身分証明書の交付(総・庶) ○バッジの交付(経・用) ○宣誓実施(総・庶) ○配属庁会宛て問研起案の実施要領、実施日時等の通知(企二・企)	<p>■司法修習生配属表(第1クール)の報告(地裁→企二・調)</p> <p>■実務修習日程予定表(第1クール)を司研に送付(配属庁会→企二・調)</p> <p>■個別指導担当弁護士(第1クール)を司研に報告(弁護士会→企二・調)</p>
1月上旬	[第1クール分野別実務修習開始]	<p>□検察一斉起案(第1クール)の実施(検察庁)</p> <p>■住所変更届及び連絡先届等の受理、司研に報告(配属庁会→企二・調)</p> <p>□緊急連絡先の受理(配属庁会)</p>
下旬		<p>□民裁及び刑裁の問研起案(第1クール)の実施(地裁)</p> <p>□検察一斉起案(第1クール)講評の実施(検察庁)</p>

2月上旬		<p>■司法修習生配属表（第2クール）の報告（地裁→企二・調）</p> <p>■実務修習日程予定表（第2クール）を司研に送付（配属庁会→企二・調）</p> <p>■個別指導担当弁護士（第2クール）を司研に報告（配属庁会→企二・調）</p>
	中旬	<p>□民裁及び刑裁の問研起案（第1クール）講評の実施（地裁）</p> <p>■選択型実務修習全国プログラム応募結果の報告（地裁→企二・企）</p>
	下旬	[第1クール分野別実務修習終了]
3月上旬		<p>■実務修習結果報告書を司研に提出（配属庁会→企二・調）</p> <p>□実務修習結果簿の閲覧、検印（指導担当者），返還（配属庁会）</p> <p>■欠席承認結果を司研に報告（配属庁会→企二・調）</p>
	中旬	[第2クール分野別実務修習開始]
	下旬	<p>○選択型実務修習全国プログラム名簿（決定者）を各配属修習地の地裁に送付（企二・企）</p> <p>□検察一斉起案（第2クール）の実施（検察庁）</p> <p>□民裁及び刑裁の問研起案（第2クール）の実施（地裁）</p> <p>□検察一斉起案（第2クール）講評の実施（検察庁）</p> <p>■司法修習生配属表（第3クール）の報告（地裁→企二・調）</p> <p>■実務修習日程予定表（第3クール）を司研に送付（配属庁会→企二・調）</p> <p>■個別指導担当弁護士（第3クール）を司研に報告（弁護士会→企二・調）</p>

4月上旬		□民裁及び刑裁の問研起案（第2クール）講評の実施（地裁）
	○入寮募集・集合修習A班（総・寮）	
	[第2クール分野別実務修習終了]	
5月中旬		<p>■実務修習結果報告書を司研に提出 (配属庁会→企二・調)</p> <p>□実務修習結果簿の閲覧、検印（指導担当者）、返還（配属庁会）</p> <p>■欠席承認結果を司研に報告（配属庁会→企二・調）</p>
	[第3クール分野別実務修習開始]	
		<p>□検察一斉起案（第3クール）の実施（検察庁）</p> <p>□民裁及び刑裁の問研起案（第3クール）の実施（地裁）</p> <p>□検察一斉起案（第3クール）講評の実施（検察庁）</p> <p>■司法修習生配属表（第4クール）の報告（地裁→企二・調）</p> <p>■実務修習日程予定表（第4クール）を司研に送付（配属庁会→企二・調）</p> <p>■個別指導担当弁護士（第4クール）を司研に報告（弁護士会→企二・調）</p>
6月上旬		□民裁及び刑裁の問研起案（第3クール）講評の実施（地裁）
	○入寮募集・集合修習B班（総・寮）	
	[第3クール分野別実務修習終了]	

6月下旬		<p>■実務修習結果報告書を司研に提出 <u>(配属庁会→企二・調)</u></p> <p>□実務修習結果簿の閲覧、検印（指導担当者）、返還（配属庁会）</p> <p>■欠席承認結果を司研に報告（配属庁会→企二・調）</p>
〔第4クール分野別実務修習開始〕		
7月上旬		<p>□検察一斉起案（第4クール）の実施（検察庁）</p> <p>□民裁及び刑裁の問研起案（第4クール）の実施（地裁）</p> <p>□検察一斉起案（第4クール）講評の実施（検察庁）</p>
下旬		<p>□民裁及び刑裁の問研起案（第4クール）講評の実施（地裁）</p>
8月中旬	〔第4クール分野別実務修習終了〕	
		<p>■実務修習結果報告書を司研に提出 <u>(配属庁会→企二・調)</u></p> <p>□実務修習結果簿の閲覧、検印（指導担当者）、返還（配属庁会）</p> <p>■欠席承認結果を司研に報告（配属庁会→企二・調）</p>
	集合修習（A班） (集合修習と選択型実務修習は、司法修習生を2班に分けて、交互に実施される。)	選択型実務修習（B班）
	<p>○入寮（入寮許否決定－7月上旬） (総・寮)</p> <p>○現住所届の受理、実務修習結果簿の回収・教官閲覧・返還（企二・調）</p> <p>○志望官職調査（企二・調）</p>	<p>7ページ（4）， 13ページ（9）参照</p> <p>■終了後、速やかに選択型実務修習結果報告書を司研に送付 <u>(弁護士会→企二・調)</u></p>

10月上旬	集合修習（B班）	選択型実務修習（A班）
	○入寮（入寮許否決定－8月下旬） （総・寮） ○現住所届の受理、実務修習結果簿の 回収・教官閲覧・返還（企二・調） ○志望官職調査（企二・調）	7ページ（4）， 13ページ（9）参照 ■終了後、速やかに選択型実務修習結 果報告書を司研に送付 （弁護士会→企二・調）
	○任官志願者出願手続（分野別実務 修習終了後の適宜の時期に行う。） （企二・調）	
11月下旬	☆考試	
12月中旬	☆司法修習生考試委員会（最・人） 合否決定	
	〔修習終了〕	
12月中旬	☆修習終了、司法修習生考試不合格者 通知書の送付（最・人）	
1月下旬		■個別修習プログラム報告書を司研に 送付（配属庁会→企二・企）

(3) 非恒常的な事務（配属庁会）

1 氏名変更の届出 規律通知第4の2から4まで	6 欠席承認申請 規律通知第5 H30.4.3司研企第314号司法研修所長通知「司法修習生の欠席承認に関する運用基準について」
2 住所変更の届出 規律通知第4の2から4まで	7 外国旅行の承認申請 規律通知第6
3 本籍変更の届出 規律通知第4の2から4まで	8 罷免、修習の停止、戒告の該当事由及び非違行為の報告 規則第17条、第18条、第19条第2項
4 緊急連絡先の届出 規律通知第4の5、6	9 司法修習生指導連絡委員会に関する事務 規則第9条、第11条 指導要綱(甲)第1章第6
5 兼業等の許可申請 規則第2条、規律通知第7の1（規則第2条に規定する場合） 規律通知第7の2、3（上記以外の場合） R1.12.16司研企二第890号司法研修所事務局長事務連絡「「司法修習生の規律等について」第7の3に基づく兼業許可申請等の取扱いについて」	10 修習に関して必要な事項を定めた場合の報告（配属庁会） 規則第11条第2項、第3項

(4) 選択型実務修習（合否等の報告：企二・調、それ以外：企二・企）

凡例（選択型実務修習の事務年次表のみ）

（配）…配属庁会又は司法修習生指導連絡委員会

（全）…全国プログラム提供者

（弁）…弁護士会

（指）…指導担当責任者

開始前	第1クール以前	○個別修習プログラム及び全国プログラムの策定（配・全） ○全国プログラムの提供（全）
分野別実務修習	第1クール	○全国プログラム及び個別修習プログラムの提示（配） ○全国プログラムの募集受付、全国プログラム名簿（応募者）の作成（配）
	第2クール	○全国プログラム修習対象者の決定・報告（全） ○全国プログラム応募者への受入結果の告知（配）

分野別実務修習	第3クール	<ul style="list-style-type: none"> ○個別修習プログラム応募・自己開拓プログラム申出の受付（配） ○自己開拓プログラムの審査（配） ○個別修習プログラム修習対象者及び自己開拓プログラムの審査結果の告知（配）
	第4クール	<ul style="list-style-type: none"> ○個別修習プログラム応募・自己開拓プログラム申出の受付（第3クールで実施済の（配）以外） ○自己開拓プログラムの審査（第3クールで実施済の（配）以外） ○個別修習プログラム修習対象者及び自己開拓プログラムの審査結果の告知（第3クールで実施済の（配）以外） ○修習計画書の提出受付・修習計画の確定（配） ○自己開拓プログラムの審査結果の報告（配）
選又択は型集実合務修修習習	選択型実務修習中	<ul style="list-style-type: none"> ○司法修習生の監督（欠席管理等）（弁） ○選択型実務修習結果レポートへの記名・押印と司法修習生への返還（指）
	選択型実務修習終了後（至急）	<ul style="list-style-type: none"> ○選択型実務修習結果意見書の作成・送付（指） ○選択型実務修習結果レポートの司法修習生からの受領と弁護士会会長への送付（ホームグラウンドの指導担当弁護士（注）） ○合否判定と司法研修所への合否等の報告（弁）
修習終了後		<ul style="list-style-type: none"> ○個別修習プログラム報告書を司法研修所に送付（配）

(注) 分野別実務修習で配属された弁護士事務所を「ホームグラウンド」という。

2 実務修習中の事務事項の説明

(1) 司法修習生からの届出について（企二・調）

ア 氏名変更

配属庁会の長（選択型実務修習中にあっては、弁護士会会長。以下同じ。）は、実務修習中に氏名に変更があった旨の司法研修所長宛ての届出があった場合には、同所長にこれを報告する。この届出には住民票（本籍及び氏名変更の履歴が記載されたもの）、戸籍謄本、戸籍抄本又はそれらの写しのいずれかが添付されなければならない。

〔参照〕規律通知第4の2から4まで

イ 住所変更

配属庁会の長は、実務修習中に住所に変更があった旨の司法研修所長宛ての届出があった場合には、同所長にこれを報告する。

〔参照〕規律通知第4の2、3

ウ 本籍変更

配属庁会の長は、実務修習中に本籍に変更があった旨の司法研修所長宛ての届出があった場合には、同所長にこれを報告する。この届出には住民票（本籍が記載されたもの）、戸籍謄本、戸籍抄本又はそれらの写しのいずれかが添付されなければならない。

〔参照〕規律通知第4の2から4まで

エ 緊急連絡先

緊急連絡先（携帯電話の電話番号を含む。）については、各修習単位の開始時に、その修習単位を監督する配属庁会の長はその届出を受ける必要がある（変更があった場合も同様）。

〔参照〕規律通知第4の5、6

(2) 司法修習生からの申請について（企二・調）

ア 欠席承認申請

欠席の承認について申請を受けた配属庁会の長は、その欠席が正当な理由によるものかどうかを判断し、申請者に対し、適宜の方法で結果を通知する。

また、その結果を次のとおり司法研修所長に報告する。

(ア) 司法修習生が5日以上引き続き欠席した場合は、修習することができない理由を十分に明らかにする資料として提出された書面（病気、けがの場合は医師の診断書等、その他の場合はその事由を疎明する書面）を添付して、遅滞なくその旨を報告する。

(イ) (ア)のほか、各修習単位の修習の終了後、速やかにその修習単位の修習における各司法修習生の欠席承認結果を報告する。この場合において、検察庁及び弁護士会の長は、地方裁判所長に対し、その写しを送付する。

〔参照〕規律通知第5

H30.4.3 司研企第314号司法研修所長通知「司法修習生の欠席承認に関する運用基準について」

(ウ) 司法修習生が修習の停止により欠席する場合は、欠席の承認を要しないが、(イ)の欠席承認結果報告の「理由」欄に修習停止である旨を記載して報告する。

〔参照〕規則第18条

規律通知第5の4、12

イ 外国旅行の承認申請

実務修習期間中の外国旅行の承認申請（ただし、申請は当該旅行の出発日の3週間前までにされなければならない。）を受けた配属庁会の長は、承認するかどうかを決定し、申請者に対し、適宜の方法で結果を通知する。

なお、旅行期間が二つの修習単位にかかるときの申請先は、先の修習単位を基準とする。この場合には、申請を受けた配属庁会の長は、次の修習単位の修習を実施する配属庁会の長又は司法研修所長の意見を聴取した上で、承認するかどうかを判断する。

配属庁会の長は、欠席を伴う外国旅行を承認した場合は、司法研修所長に対し、アの(イ)の欠席承認結果報告の「備考」欄に承認した外国旅行の旅行先、目的及び期間を記載して報告するものとする。

配属庁会の長は、外国旅行における不測の事態等により、司法修習生が欠席したときは、その旨を速やかに司法研修所長に報告する。

〔参照〕規律通知第6

ウ 兼業等の許可申請

(ア) 規則第2条の規定による兼業等の申請又は規律通知第7の2の規定による学業その他の兼業の申請を受けた配属庁会の長は、その申請書原本を司法研修所長に送付する。

なお、申請を受けた配属庁会は、上記原本の送付とは別に、原則としてその日のうちに、司法研修所企画第二課調査係宛てにファクシミリ等でその写しを送付する。

また、これら以外であっても、原稿作成、講演及び取材を受けること等について、司法修習生から申出又は相談があった場合に、修習専念義務等に違反するおそれがある場合や兼業に当たるかどうかに疑義がある場合は、司法研修所に報告する。

(イ) 配属庁会の長は、司法研修所から通知された結果を、申請者等に対して適宜の方法で通知する。

〔参照〕規則第2条

規律通知第7

R1.12.16 司研企二第890号司法研修所事務局長事務連絡「「司法修習生の規律等について」第7の3に基づく兼業許可申請等の取扱いについて」

(3) 実務修習に関する報告等について（企二・調）

ア 分野別実務修習の結果報告

配属庁会の長は、各修習単位における実務修習の終了後、修習事項の大要、成績、行状その他参考となる事項を次のとおり実務修習結果報告書により司法研修所長宛てに報告する。

実務修習結果報告書は、原本（司法修習生考試委員会報告用）を作成、公印を押印した上で、司法研修所控え1部（コピー可）を添付して、各修習単位の修習の終了後1か月以内に報告する。

なお、実務修習結果報告書の司法修習生の氏名は、戸籍姓で記載する。

また、実務修習結果報告書は、司法研修所長宛てに「親展の簡易書留」で送付する。

おって、作成に当たってはパソコンを使用し、別紙を用いずに記載する。

〔参照〕規則第10条、第13条

H18.4.1 司研企秘第000491号司法研修所長通知「司法修習生の実務修習結果報告について」

H25.11.13 司研企二秘第000493号司法研修所事務局長事務連絡「実務修習結果の報告について」

イ 罷免、修習の停止、戒告の該当事由及び非違行為の報告

配属庁会の長は、監督の委託を受けた司法修習生に規則第17条第1項又は第2

項に規定する罷免、修習の停止、戒告の該当事由があると認める場合は、当該司法修習生が提出した弁明書その他の資料（所在不明等により弁明の機会を与えなかつた場合は、弁明することができない事情を記載した文書）とともに司法研修所長を経て、最高裁判所に報告しなければならない。

なお、これ以外の非違行為があった場合にも司法研修所長宛てに報告する。

おって、非違行為に該当し得る事案が発覚した場合は、速やかに司法研修所企画第二課調査係に一報するよう願いたい。

〔参照〕規則第17条、第18条及び第19条

H29.11.1 司研企二第1020号司法研修所長通知「司法修習生に関する規則第19条第2項の報告について」

ウ 司法修習生指導連絡委員会に関する事務

配属庁会は、指導に関して相互に連絡を取り、また、司法研修所と緊密な連絡を保つため、実務修習地ごとに司法修習生指導連絡委員会を設ける。

実務修習については、司法研修所長が実務修習期間を定めた上で配属庁会に委託するが、各実務修習地においては、司法修習生指導連絡委員会で修習の順序等を決定し、その結果を司法研修所に報告する（8月下旬までに報告）。

なお、委員の選任、交代があった場合は、その都度司法研修所長に通知する。

〔参照〕規則第9条、第11条

指導要綱(甲)第1章第6

エ 修習に関して必要な事項を定めた場合の報告

配属庁会が、規則に定められているもの又は司法研修所が定めたもののほか、各配属庁会における修習に関して必要な事項を定めた場合、又は改正等を行った場合は、各配属庁会の長は、これを司法研修所長に報告しなければならない。

〔参照〕規則第11条第2項、第3項

オ 修習内容その他参考事項の報告

(ア) 司法研修所と配属庁会とにおける修習内容の重複を避け、又は相互にその不十分な点を補強するため、配属庁会は修習指導に関する日程を実務修習の各修習単位が開始されるまでに司法研修所長に報告する。

なお、裁判所にあっては電子データにより報告する。

おって、実務修習の指導上の参考事項については、隨時報告する。

〔参照〕指導要綱(甲)第1章第5

(イ) 弁護士会は、個別指導担当弁護士が決まり次第速やかに、その氏名及び事務所所在地等を司法研修所長に報告する。

カ 司法修習生の配属部等の報告

裁判所は、司法修習生が裁判実務修習中に配属される配属部並びに修習指導官（指導計画の作成、各配属部間の連絡調整等を担当する全般的な指導担当の裁判官）及び個別指導に当たる各配属部の裁判官（個別指導裁判官）の氏名を記載した司法修習生配属表を、各裁判実務修習が開始されるまでに司法研修所長に電子データで提出する方法により報告する。

なお、指導官補佐を定めている裁判所は、指導官補佐の氏名も報告する。

おって、上記の報告事項に変更が生じた場合も、隨時報告する。

〔参照〕S50.8.25 司研企第000140号司法研修所長依頼「司法修習生指導裁判官の氏名について」

S63.11.10 司研企第000359号司法研修所事務局長依頼「司法修習生配属表の送付について」

H18.4.1 司研企第000791号司法研修所長通知「分野別実務修習における各分野の指導準則」第1の1の(2)及び(3)

(4) 民裁及び刑裁の問研起案に関する事務

ア 概要

各地方裁判所は、各クールの中期に1回ずつ、その時点で民事又は刑事の裁判実務修習中の司法修習生に対して、当該裁判科目について即日起案方式の合同修習を実施する。裁判科目担当の司法研修所教官は、その問題作成、起案講評等に協力する。

イ 起案及び講評会場の確保

各地方裁判所は、起案及び講評のための会場を確保する。司法研修所は、各地方裁判所に対して会場の数、規模等について連絡する。

ウ 各地方裁判所におけるカリキュラムの編成と司法修習生への周知

司法研修所は、12月初旬に、各地方裁判所に対して起案日、持参物等を通知する。司法研修所は、各地方裁判所に対して講評日を連絡する。各地方裁判所は、起案、講評の各日時と重複しないようカリキュラムを編成するとともに、司法修習生に対し、適宜の方法で起案、講評日程、集合すべき日時、場所、持参物等の周知を図る。

(5) 檢察一斉起案に関する事務

検察一斉起案に関する事務は、適宜検察教官室から各地方検察庁に対して連絡する。

(6) 司法修習生に対する交付等

司法研修所は、導入修習開始に際し、司法修習生に対し、以下の書面等を交付する。

ア 司法修習生採用の辞令書（最・人）

イ 司法修習生組別一覧名簿（実務修習地決定の告知の意味を含む。）（企二・調）

ウ 身分証明書（総・庶）

エ 司法修習生のバッジ（経・用）

オ 宣誓書用紙（総・庶）

(7) 実務修習結果簿の提出（企二・調）

実務修習結果簿（配属庁会相互間及び配属庁会と司法研修所との間の修習内容等の連絡調整を目的として、各司法修習生に作成させるもの）は、各司法修習生自身が実務修習の内容を記載して、各修習単位の修習の終了後に指導担当責任者の閲覧、検印を受けて、次の修習単位の実務修習先に持参する。

また、司法修習生は、集合修習開始後の指定された日に実務修習結果簿を司法研修所に持参して、事務局企画第二課調査係に提出する。

〔参照〕H18.5.29 司研企第001395号司法研修所長通知「司法修習生の実務修習結

果簿の取扱いについて」

(8) 協議会等（総・庶）

司法修習生の指導上の諸問題について協議するため、「司法修習生指導担当者協議会」を司法研修所で開催する（開催時期未定）。

(9) 選択型実務修習関係等事務

ア 選択型実務修習のプログラム策定等（企二・企）

(ア) 司法研修所から提供依頼を受けた全国プログラム提供者は、司法研修所発出の提供依頼文書に基づき、プログラム案内一覧及び提出書類送付先一覧を作成し、司法研修所長宛て（送信先は、企二・企）に、提供依頼文書所定の電子データ形式で送信する。

〔参考〕 Q & A の Q29

(イ) 司法修習生指導連絡委員会は、司法研修所発出の募集依頼文書（プログラム案内一覧、提出書類送付先一覧、名簿データ様式添付）に基づき、修習中の司法修習生に対して、個別修習プログラムと全国プログラムを同時に地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会を通じて提示する。

〔参考〕 ガイドライン第5の1、Q & A の Q32、Q33

(ウ) 司法修習生指導連絡委員会は、全国プログラムの募集に対して、司法修習生から修習中の地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に応募があった場合、次の事務を行う。

a 司法研修所から送信された電子データを使用して、「全国プログラム名簿（応募者）」を完成させ、司法研修所長宛て（送信先は、企二・企）に、募集依頼文書所定の電子データ形式で送信する。

b 連絡先の記載された申込書の写し及び審査資料は、司法修習生指導連絡委員会から提出書類送付先一覧に記載された送付先宛てに直接送付する。

(エ) 司法修習生指導連絡委員会は、全国プログラムの募集に対して、修習中の地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に応募がなかった場合、その旨を司法研修所に連絡する。

(オ) 全国プログラム提供者は、司法研修所発出の依頼文書とともに送信される「全国プログラム名簿（応募者）」の中から修習対象者を決定して、「全国プログラム名簿（決定者）」を作成する。「全国プログラム名簿（決定者）」は、司法研修所長宛て（送信先は、企二・企）に依頼文書所定の電子データ形式で送信する。

(カ) 司法修習生指導連絡委員会は、司法研修所から送信される「全国プログラム名簿（決定者）」に基づき、受入れの可否を、修習中の地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会を通じて、全国プログラムに応募した司法修習生に対し、通知する。

〔参考〕 ガイドライン第5の2(1)

(キ) 司法修習生指導連絡委員会は、提示した個別修習プログラムの申込書及び自ら開拓して受入先の承諾を得た自己開拓プログラムの申出書を、修習中の地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会を通じて受け付ける。

個別修習プログラム提供府会は、応募者が定員を超えた場合には、抽選その他公正な方法により各個別修習プログラムの修習対象者を決定し、修習中の地方裁

判所、地方検察庁又は弁護士会を通じて応募者に通知する。

なお、定員に達しない個別修習プログラムがある場合、個別修習プログラム提供会は、追加募集をするなどして修習対象者を追加できる。

司法修習生指導連絡委員会は、申出のあった自己開拓プログラムについて審査し、審査結果を、修習中の地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会を通じて申出者に通知する。

〔参考〕ガイドライン第3の4、第5の4、第5の5、Q&AのQ40、Q41

(ク) 司法修習生指導連絡委員会は、選択型実務修習全体についての修習計画を、修習中の地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会を通じて、司法修習生に提出させる。提出期限は、第4クール終了日のおおむね2週間前まで、受付後に修習計画の是正をさせても選択型実務修習の実施に支障がない日とする。

司法修習生指導連絡委員会は、提出された修習計画についてガイドラインに照らし不相当な点があれば、修習中の地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会を通じて、これに適合するように是正を促す。

〔参考〕ガイドライン第5の6、Q&AのQ35、Q42、Q43、Q44

(ケ) 司法修習生指導連絡委員会は、自己開拓プログラムの承認等の結果を記載した報告書を所定の様式により作成し、第4クール終了日までに、司法研修所へ郵送し、又はファクシミリ送信する。

〔参考〕ガイドライン第5の3

H19.5.15 司研企第001033号司法研修所長通知「選択型実務修習における自己開拓プログラムの審査結果の報告について」

イ 選択型実務修習の実施等（企二・企、企二・調）

(ア) 選択型実務修習は、配属地の弁護士会に委託して行う。

(イ) 司法修習生に対する監督は、配属地の弁護士会会长に委託される。このことから選択型実務修習中に弁護士会で実施することになる事務は、次のとおりである。

- a 外国旅行承認申請に対する承認事務
- b 欠席承認申請に対する承認事務
- c 兼職等の申請者の受付、同許可願等の司法研修所への送付事務
- d 選択型実務修習終了後の欠席報告及び長期欠席についての報告事務
- e 身上変更届、緊急連絡先の届出の受理、同届写しの司法研修所への送付事務
- f 罷免該当事由及び非違行為の報告事務

(ウ) 個別修習プログラム及び全国プログラム実施期間中において、当該プログラムを提供する地方裁判所及び地方検察庁は、次の申請書等が司法修習生から提出された場合は、受付をし、同申請書等を提出者の配属地の弁護士会へ送付するとともに、その結果について適宜の方法で提出者に対して告知する。

- a 外国旅行承認申請書
- b 欠席承認申請書（電話等の対応含む。）
- c 兼業許可願

〔参考〕ガイドライン第4、Q&AのQ22、Q23、Q24

規律通知第4, 第5, 第6, 第7

ウ 選択型実務修習結果の報告等（企二・調）

(ア) 修習プログラム提供先の結果報告事務

a 選択型実務修習結果レポートへの記名・押印と司法修習生への返還

各修習プログラムの指導を担当した責任者（以下「プログラム指導担当責任者」という。）は、司法修習生に選択型実務修習結果レポートを作成させた上、同レポートを当該プログラムの終了日までに提出させ、これを閲読して、所定の欄に記名（又は署名）、押印をした上で、速やかに同レポートを司法修習生に返還する。

〔参照〕 Q & A の Q45, Q46

b 修習プログラムの選択型実務修習結果意見書の作成・送付

プログラム指導担当責任者は、プログラムの終了後速やかに、当該プログラムの修習実績についてのコメントを司法修習生から交付された選択型実務修習結果意見書に記載した上で、ホームグラウンドの指導担当弁護士宛てに送付する。

〔参照〕 ガイドライン第6の2, Q & A の Q45, Q47

(イ) ホームグラウンドの指導担当弁護士の結果報告事務

ホームグラウンドの指導担当弁護士は、選択型実務修習終了後速やかにホームグラウンドでの修習全般についてのコメントを選択型実務修習結果意見書に記載し、各プログラム提供先から送付された選択型実務修習結果意見書、司法修習生から受け取った選択型実務修習結果レポートとともに弁護士会宛てに送付する。

〔参照〕 ガイドライン第6の1, 第6の2, Q & A の Q45, Q47, Q48

(ウ) 合否判定と司法研修所への合否等の報告

弁護士会会长は、司法修習生が作成した選択型実務修習結果レポート、ホームグラウンドの指導担当弁護士及び各プログラム提供先の指導担当責任者の選択型実務修習結果意見書に基づいて選択型実務修習の合否を判断した上で、所定の様式による選択型実務修習結果報告書を作成し、選択型実務修習終了後速やかに司法研修所宛てに報告する。

選択型実務修習結果報告書は、原本（司法修習生考試委員会用）のほか、司法研修所用写し1部を添付する。

〔参照〕 ガイドライン第6の2, Q & A の Q45, Q49, Q50

H19.8.30 司研企秘第001958号司法研修所長通知「司法修習生の選択型実務修習結果の報告について」

エ 個別修習プログラムの報告（企二・企）

司法修習生指導連絡委員会は、個別修習プログラムの実施状況等について、所定の様式による個別修習プログラム報告書を作成し、当該個別修習プログラムが実施された年の翌年の1月末日までに、司法研修所宛てに報告する。

(10) 災害時について

実務修習中において、大規模地震、台風、大雨、大雪等の災害が発生し、交通機関の途絶等により司法修習生の登庁又は退庁が困難となる場合には、配属庁会は、修習

生に対して、以下のとおり対応願いたい。

ア 登庁が困難な場合

気象や交通の状況により修習生の登庁が困難となる場合には、修習生に無理をして登庁させる必要はない。登庁できない場合に備え、事前に適宜の課題を与えた上で、自宅学修日として取り扱って差し支えない。

ただし、気象や交通の状況が回復した場合には、柔軟な対応ができるように、修習生への連絡手段を確保されたい。

なお、登庁簿及び出欠の取扱いについては、各配属庁会で適宜対応して差支えない。

イ 速やかに帰宅させる必要がある場合

職員に対し、退勤措置が講じられる場合には、修習生に対してもその取扱いに準じて、速やかに帰宅させる旨の指示をする。

その場合には、修習生に欠席承認申請書を提出させる必要はないが、各庁の実情に応じて適宜の課題を与える。

第2 教材・資料関係事務

1 修習教材の作成及び配布（企二・資、企二・教一、企二・教二）

司法修習生が使用する修習教材には、修習記録、一般資料及びその他プリント教材がある。

(1) 修習記録

ア 民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の別に修習記録を作成し、司法修習生に対する起案や問題研究において使用する。

イ 修習記録は、実在の事件記録に基づいて作成したものであるから、司法修習生に対しては、秘扱いとして慎重に取り扱わせ、使用後は全て返却させる。

(2) 一般資料

ア 一般資料で主なものは、別紙のとおりである。

イ これらの教材は、原則として、修習開始までに司法修習生に配布するが、刊行時期などの関係から、実務修習中に配布する必要がある場合には、配属庁会に配布を依頼する。

なお、上記事前配布教材と同一のものを、司法修習生に配布するのと同時に司法修習生指導連絡委員会用として配布するので、同委員会が司法修習生の指導等の参考として活用できるよう配慮願いたい。

ウ 教材を新規に又は改訂して作成した場合には、指導担当者の参考に供するため、原則として、民事・刑事裁判用は地方裁判所に、検察用は地方検察庁に、民事・刑事弁護用は弁護士会に、それぞれ配属庁会用として配布する。

これは、指導担当者のために配属庁会用として配布するものであるから、指導担当者が替わる場合は、必ず後任の指導担当者に引き継がれるよう留意願いたい。

エ 実務修習中の司法修習生及び配属庁会に教材を配布する場合には、原則として、地方検察庁及び弁護士会の分を含めて一括して、配属地の地方裁判所に送付するので、その物品送付書記載の配布区分に従い、司法修習生及び該当の配属庁会に配布願いたい。

2 「司法修習ハンドブック」及び「修習生活へのオリエンテーション」の配布（企二・資）

上記各資料は、司法修習生には司法研修所から配布しているが、配属庁会に配布する資料として、司法修習生指導の参考のため、それぞれ一括して地方裁判所に送付している。その物品送付書記載の配布区分に従い、誤りのないよう配布願いたい。

なお、前記送付書中の地方裁判所の本庁欄の部数には、同一所在地の地方検察庁及び弁護士会に配布する部数が含まれているから、必ず地方検察庁及び弁護士会に配布願いたい。

おつて、東京の地方検察庁及び弁護士会には、司法研修所から直接送付する。

第3 図書資料について

1 図書資料の紹介等（総・図）

法曹会及び司法協会等からの法律関連の刊行物は、司法修習生の参考となるものが多いので、実務修習中の司法修習生にもその刊行案内を回覧するなど配慮願いたい。

なお、実務修習中に購入の申込みを受けた刊行物の配本及び代金の徴収を司法研修所事務局で代行することはできないので、実務修習が終了した後も、配属庁会で対応願いたい。

2 図書館等の利用

司法修習生による図書館等の利用については、次のとおりである。

なお、実務修習中の司法修習生の学修の充実のため、配属庁会において、司法修習生による資料室等の利用について配慮願いたい。

(1) 司法研修所図書室（総・図）

司法修習生は、司法研修所本館図書室を利用できる（実務修習中は閲覧のみ）。

(2) 最高裁判所図書館

司法修習生は、資格を証明するもの（身分証明書等）の提示により、利用できる。

(3) 法務図書館

司法修習生は、所定の手続を経て利用できる。

第4 経理関係事務

1 経理係関係

(1) 事務年次表

月	第1年次	第2年次	
		A班	B班
4月		⑤予算の示達（第2年次分）（④による示達） ・諸謝金 ・司法修習生旅費 ・研修費 ・司法修習生研修委託費	
5月		⑥選択型実務修習に係る旅費所要額調査	
6月		⑦予算の示達（⑥による示達） ・司法修習生旅費	
9月		⑧集合修習に参加するための旅費の支給 ⑨集合修習後に実務修習地に移動するための旅費の支給〔司研〕	⑩選択型実務修習中の旅費の支給〔地裁〕
10月～11月	①司法修習経費所要額調査（第1年次分）	⑩選択型実務修習中の旅費の支給〔地裁〕	⑧集合修習に参加するための旅費の支給〔司研〕
1月	②予算の示達（第1年次分）（①による示達） ・諸謝金 ・司法修習生旅費 ・研修費 ・司法修習生研修委託費		
2月～3月	③導入修習及び分野別実務修習に参加するための旅費の支給〔地裁〕 ④司法修習生経費所要額調査（第2年次分）		

(2) 事務年次表の説明

① 司法修習経費所要額調査（第1年次分）

導入修習及び分野別実務修習参加のための旅費（招集旅費），各種経費の所要額を調査する。

② 予算の示達（第1年次分）（①による示達）

第1年次生の各種経費として配属地方裁判所に予算が示達される。

予算の示達は，各配属庁会に対する分としては配属地方裁判所の支出負担行為担当官宛てにされるので，各配属庁会で協議の上，支出する。

ア 諸謝金

(ア) 用途

司法修習生を対象として講演会，座談会等を実施する場合の講師に対する謝礼等に充てるためのものである。

(イ) 支出科目

（項）最高裁判所（事項）裁判所職員の研修に必要な経費（目）諸謝金

(ウ) 請求等手続

請求，領収書の様式は適宜のものでよく，個人にあっては100分の10.21の所得税（所得税法第205条，東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条）を控除する。

イ 司法修習生旅費

(ア) 用途

第1年次生の導入修習及び分野別実務修習参加のための旅費（招集旅費），分野別実務修習中（現場検証や証人の所在尋問等の出張）の旅費に充てるためのものである。

(イ) 支出科目

（項）最高裁判所（事項）裁判所職員の研修に必要な経費（目）司法修習生旅費

ウ 研修費（消耗品・雑役務費）

(ア) 用途

庁費と同じ性質のもので，司法修習生のための用紙等の購入や複合機保守料に充てるためのものである。

(イ) 支出科目

（項）最高裁判所（事項）裁判所職員の研修に必要な経費（目）研修費

エ 司法修習生研修委託費

(ア) 用途

弁護士会において，司法修習生の弁護実務修習の指導に要する経費に充てるためのものである。

(イ) 支出科目

（項）最高裁判所（事項）裁判所職員の研修に必要な経費（目）司法修習生研修委託費

(ウ) 示達対象

弁護士会で修習する人員分（第1クール分）が示達される。

(エ) 請求等手続

弁護実務修習が終わるごとに、弁護士会から、弁護実務修習終了報告書及び請求書の提出を受け、支給手続を行う。請求書は、弁護士会会长から地方裁判所長宛てとし、「何某ほか〇人、〇月から〇月まで1人〇円」という内容のただし書を付す。

- ③ 導入修習及び分野別実務修習参加のための旅費の支給
導入修習及び分野別実務修習参加のための旅費を配属地方裁判所が支給する。
- ④ 司法修習生経費所要額調査（第2年次分）
第2年次の分野別実務修習中の旅費等、各種経費の所要額を調査する。
- ⑤ 予算の示達（第2年次分）（④による示達）
第2年次生の各種経費として配属地方裁判所に予算が示達される。
 - ア 諸謝金
使途等については②のアと同じ
 - イ 司法修習生旅費
 - (ア) 使途
第2年次生の分野別実務修習中（現場検証や証人の所在尋問等の出張）の旅費に充てるためのものである。
 - (イ) 支出科目
②のイの(イ)と同じ
 - ウ 研修費（消耗品・雑役務費）
使途等については②のウと同じ
 - エ 司法修習生研修委託費
 - (ア) 使途
②のエの(ア)と同じ
 - (イ) 支出科目
②のエの(イ)と同じ
 - (ウ) 示達対象
弁護士会で修習する人員分（第2～第4クール分）が示達される。
 - (エ) 請求等手続
②のエの(エ)と同じ
- ⑥ 選択型実務修習に係る旅費所要額調査
第2年次の司法修習生旅費について、選択型実務修習分の所要額を調査する。
- ⑦ 予算の示達（⑥による示達）
⑥の所要額調査に基づいて司法修習生旅費を配属地方裁判所に示達する。
- ⑧ 集合修習に参加するための旅費の支給
配属地方裁判所から司法研修所への移動に要する旅費を司法研修所が支給する。
ただし、東京、立川、横浜、さいたま及び千葉に配属された司法修習生には、旅費を支給しない。
- ⑨ 集合修習後に実務修習地に移動するための旅費の支給

A班の司法修習生（東京、立川、横浜、さいたま及び千葉に配属された者を除く。）に、司法研修所から配属地方裁判所への移動に要する旅費を司法研修所が支給する。

⑩ 選択型実務修習中の旅費の支給

配属地方裁判所が支給する。

(3) 予算の追加示達について

諸謝金、司法修習生旅費及び研修費において不足が見込まれる場合、修習に真に必要なものであれば、予算の許す範囲内で追加示達するので、司法研修所經理課經理係に連絡し、その指示に従う。

(4) 司法修習生指導担当者協議会の旅費請求手続について

各配属庁会のうち、検察庁及び弁護士会から司法修習生指導担当者協議会に出席するための旅費は、司法研修所が支払う。

(5) 司法修習生の旅費

ア 職務の級

2級相当

イ 運賃の等級

乗車船の等級は、原則として、最下級の旅客運賃とする。

ウ 旅行命令権者

司法研修所長（集合修習）

地方裁判所長（集合修習以外）

エ 関連法規

(ア) S61.9.12 最経監第16号事務総長依命通達「内国旅行の旅費について」

(イ) H14.3.29 最人給A第5号事務総長依命通達「国家公務員等の旅費に関する法律 第4条第1項の規定に基づく旅行命令権の委任等について」

2 用度係関係

司法修習生バッジの取扱い

(1) バッジの配布

バッジは、司法研修所が導入修習開始時に貸与する。

(2) バッジの毀損又は紛失による再配布

ア 導入修習、集合修習及び考試中におけるバッジの毀損又は紛失による再配布は、司法研修所が行う。

イ 実務修習中におけるバッジの毀損又は紛失による再配布は、地方裁判所が行う。

(3) バッジの回収

ア 導入修習又は集合修習中に身分を喪失した司法修習生に対するバッジの回収は司法研修所が、実務修習中に身分を喪失した司法修習生に対するバッジの回収は司法研修所又は地方裁判所が行う。

イ その余の司法修習生からのバッジの回収は、司法研修所が考試中に試験会場で行う。

ウ 考試中に回収できなかった司法修習生からのバッジの回収は、司法研修所が行う。

(4) 報告及びバッジの送付

地方裁判所は、毎年7月1日までに、バッジを返還した司法修習生の氏名及びバッジ回収時に紛失届を提出した司法修習生の氏名を報告するとともに、地方裁判所で保管すべきバッジ数を超えて保管しているバッジを送付する。

第5 修習専念資金の貸与関係事務

1 事務年次表

(1) 採用前

月	事 項	
	最高裁経理局（☆）・司研（○）担当事務	地裁担当事務
9月上旬～	○貸与申請書等の受付・審査（総・人） ※修習期間中においても受付・審査	

(2) 採用後

月	最高裁経理局・司研担当事務	地裁担当事務
11月中旬	○貸与関係データ（第1回交付分）を最高裁に送付（総・人） ※以後、毎月初旬に貸与関係データを送付（総・人）	
12月上旬 中旬	[導入修習の開始] ☆貸与決定通知書等を司法研修所へ送付（第1回交付分）（最・経） ○貸与決定通知書等を司法修習生に交付（第1回交付分）（総・人） ※集合修習期間中の新規の貸与申請等に対する貸与決定通知書等については、随時交付 ☆第1回目の修習専念資金の交付（最・経） ※以後、毎月中旬に交付	※分野別及び選択型実務修習期間中の新規の貸与申請等に対する貸与決定通知書等については、随時交付（地裁）

9月上旬～ 下旬 11月上旬	<p>☆A班の司法修習生につき、返還明細書用紙送付先届の作成指示・回収（最・経）</p> <p>☆返還明細書用紙を司法修習生に交付（最・経）</p> <p>※A班の司法修習生については、最高裁から送付</p> <p>※B班の司法修習生については、集合修習中に司研において交付</p> <p>☆返還明細書を司法修習生から回収（最・経）</p> <p>※B班の司法修習生については、集合修習中に司研において回収</p> <p>※A班の司法修習生については、考試期間中に考試会場において回収</p>	
--------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

2 修習専念資金の貸与等に関する根拠法規等

根拠 裁判所法第67条の3

司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則（H21.10.30 最高裁規則第10号）

修習専念資金貸与要綱（H24.11.3 最高裁経主第002520号）

3 地方裁判所に対する依頼事項

分野別及び選択型実務修習中の司法修習生に対する貸与決定通知書、修習専念資金の額を変更しない旨の通知書及び修習専念資金を貸与しない旨の決定通知書については、地方裁判所を通じて交付する。

第6 修習給付金の給付関係事務

1 事務年次表

(1) 採用前

月	事 項	
	司研担当事務	備 考
10月下旬～	振込口座届出書の受付（経・経）	修習給付金案内の冊子及び各種様式（振込口座届出書、住居届及び移転届）は、10月下旬に司法修習生に送付

(2) 採用後

月	司研担当事務	備 考
12月中旬～	第1回目の修習給付金の支給（経・経） ※以後、毎月中旬に支給 住居届の受付（総・人） ※住居給付金の認定（総・人） 移転届の受付（経・経） ※移転給付金の認定（経・経）	基本給付金は、司法修習生に一律に支給 住居給付金及び移転給付金は、給付要件を具備した司法修習生からの届出により支給
8月～10月	住居給付要件の事後の確認（総・人）	現に住居給付金の支給を受けている司法修習生が住居給付要件を具備しているかどうかを隨時確認

2 修習給付金の給付に関する根拠法規

根拠 裁判所法第67条の2

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則（H29.8.4 最高裁規則第3号）

(別紙)

民事裁判（企二・教一）

- 1 第4版民事訴訟第一審手続の解説 別冊記録に基づいて
- 2 同 別冊記録
- 3 10訂民事判決起案の手引
- 4 同 別冊事実摘要記載例集
- 5 同 別冊事実適示記載例集 民法（債権関係）改正に伴う補訂版
- 6 事例で考える民事事実認定
- 7 新問題研究要件事実
- 8 同 追補 民法（債権関係）改正に伴う追補
- 9 対話で考える民事事実認定－教材記録－
- 10 民事訴訟における争点整理－教材記録－

刑事裁判（企二・教二）

- 1 プラクティス刑事裁判（平成30年9月）
- 2 同（別冊）（平成30年9月）
- 3 プロシーディングス刑事裁判（平成30年9月）
- 4 平成19年版刑事判決書起案の手引
- 5 刑事事実認定ガイド（令和元年9月）
- 6 平成27年版少年審判手続について

検察（企二・教二）

- 1 平成30年版検察講義案
- 2 検察 終局処分起案の考え方（令和元年版）

民事弁護（企二・教一）

- 1 8訂民事弁護の手引（増訂版）
- 2 7訂民事弁護における立証活動（増補版）
- 3 民事弁護教材 改訂民事保全（補正版）
- 4 同 改訂民事執行（補正版）

刑事弁護（企二・教二）

- 1 平成29年版刑事弁護実務
- 2 同（別冊書式編）